

奈良県県土マネジメント部におけるICT活用工事実施要領

1 ICT活用を実施するために定める試行要領は次の各要領をもって構成する。

- ・ ICT活用工事（土工）試行要領・・・（別紙-1）
- ・ ICT活用工事（作業土工（床堀））試行要領・・・（別紙-2）
- ・ ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領・・・（別紙-3）
- ・ ICT活用工事（法面工）試行要領・・・（別紙-4）
- ・ ICT活用工事（地盤改良工）試行要領・・・（別紙-5）
- ・ ICT活用工事（舗装工）試行要領・・・（別紙-6）
- ・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））試行要領・・・（別紙-7）

2 ICT活用を実施するために定める積算要領は次の各要領をもって構成する。なお、積算要領は「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）」の積算要領を準用するものとする。

- ・ ICT活用工事（土工）積算要領・・・（別紙-8）
- ・ ICT活用工事（土工（河床等掘削））積算要領・・・（別紙-9）
- ・ ICT活用工事（土工（砂防土工））積算要領・・・（別紙-10）
- ・ ICT活用工事（作業土工（床堀））積算要領・・・（別紙-11）
- ・ ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領・・・（別紙-12）
- ・ ICT活用工事（法面工）積算要領・・・（別紙-13）
- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領・・・（別紙-14）
- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領・・・（別紙-15）
- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（スラリー攪拌工）積算要領・・・（別紙-16）
- ・ ICT活用工事（舗装工）積算要領・・・（別紙-17）
- ・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領・・・（別紙-18）

附則

この要領は 令和4年6月1日から適用する。

附則

この要領は 令和4年8月1日から適用する。